

九条家本『大染金剛院記抜書 後花園院追号事』

一、書誌と伝来

本書は九条家旧蔵の一巻（九一四六六）である。大染金剛院は室町中期の公卿二条持通。端裏書に「御追号事文明三辛卯 謂号ト差別ノ事」とあり、本文第一行目に「大染金剛院御記等抄出之」とみえるように、その日記から、後花園天皇の崩御以降追号決定に至るまでの関係記事を抄出したものである。全体は六紙にわたる。

書写年代は明らかでないが、室町末から江戸初期の可能性が考えられる。

当時、九条家は二条家とごく近い関係にあった。二条晴良の子兼孝が九条稙通の養子となつて九条家を継いでおり、更に、その弟で二条家の当主となつた昭実は、兼孝の孫にあたる康道を養子とした。このため、当該期には両家

間において記録や文書の貸借・書写等が行なわれたとしても不思議ではなく、二条家に伝わっていた持通の日記やその抄出が九条家にもたらされた可能性も高いであろう。実際、九条家旧蔵本の中には、「春除日女叙位次第」（当部蔵、九一五〇六五）「大染金剛院記 如法寿院記抜書 文明二一一五年」（当部蔵、九一四〇三六）など、いずれも二条持通の著作を九条兼孝自身が書写し

たものが伝存している。

次に紙背について触れておきたい。紙背は「大間成文抄」第十を部分的に書写したものである。明応六年の三条西実隆本奥書部分がみえることから、いわゆる実隆本系統の本を写したものといえよう。九条家旧蔵『大間成文抄』（当部蔵、九一一〇五）のうちの巻十も、実隆の本奥書を持ち、実隆本かそれに近い写本を底本とした近世初頭の補写といわれている。双方の筆跡は近似しておらず、また書写年代も明らかでないため、本書紙背が「大間成文抄」成巻に際しての習作・下書きの類であると言ふことはできないが、同じ底本であるという共通点は興味深い。

二、内容

本文は、①日次記部分（文明二年十二月廿七日条、文明三年正月一日～三日条、二月十五日、十六日条）に次いで②「一條殿注進」、③「為長卿記」、延応元年二月廿一日条、④「繼長書状」が書き継がれるという、四部分から成る。②～④は、いずれも内容からみて持通の日記に書き込み（あるいは張り継ぎ）してあつたものをそのまま書写したとみて差し支えなく、そのこと

について言及しながら、以下、内容を簡単にまとめておきたい。

記事は文明二（一四七〇）年十一月二十七日の後花園院危篤の報に始まる。その崩御は同日卯刻、享年五十一であった。翌年正月三日条によれば、遺体は密かに聖寿寺に移され、さらに悲田院において火葬にされている。『公卿補任』によれば、二条持通はこの時五十六歳で前大政大臣、その息政嗣が関白氏長者であつた。

ところで、後花園院の崩御と葬礼・仏事については、『親長卿記』『宗賢卿記』などのほか、『山賤記』（貞常親王）『山の霞』（飛鳥井雅康）といった仮名日記によつて知られるが、中でも『親長卿記』には、故実に精通した甘露寺親長によつて、特にその経緯が詳しく述べられている。それによれば、葬礼は本来泉涌寺が當むべきところ、寺僧が一人も在京しておらず、勅願寺である元應寺に命じるも、近江坂本辺りに居た住持を呼び寄せなくてはならなかつた（『親長卿記』文明二年十二月廿六日・廿七日条）。また、聖寿寺から悲田院へ向かう葬列には、足利義政が、「依乱中御歩行不可然」という管領細川勝元の制止を振り切り供奉した（『親長卿記』同三年正月三日条）ように、応仁・文明の戦乱のうちに當まれた葬儀だったのである。

そうした中、その追号は、はじめ後文徳院と定められ、しばらくして後花園院に改められた。

この決定に至るまでは三度にわたる議があつた。本記は初度の公卿申詞のみ記しているが、『親長卿記』所収『文明三年一月別記』（以下『別記』）とす。）には三度の諸卿申詞すべてが記載されている。

初度の議は、『別記』十三日条に「去正月一日、被仰大納言繼長御号二（後花園撰申、仍被尋諸卿」とあるように、高辻繼長によつて勧進された二

つの候補について諸卿の意見を問うものであつた。従つて④継長書状は、これに関連して崩御から二日後の文明二年十二月二十九日に法性寺三位（法性寺親宗か）にあてて出されたものと考えられる。また申詞によれば、大方が後文徳院を推していたことが分かる。

ところがこの決定に対し、一条兼良の提言を容れて改めるべきかという勅問があつた。一条兼良は當時亂を避けて南都に寄寓しており、その意見とは、二月十五日条に所収される「太閤申詞」および②「一条殿注進」にみえるよう、諡号に「後」字を付すことへの不審や、諡号と追号の相違点などである。

これをうけた第二度目の諸卿申詞は、『別記』によれば日野勝光、三条公敦、中院通秀、甘露寺親長、勧修寺教秀の五名のもので、二月六日頃に出されたとみられる。『親長卿記』同日条に親長自身が「旧院御追号事注之」（中略）折強紙書之」と自らの意見を記しているからである。論点は、諡号に「後」字を付すのが適切であるかどうか、また改めるとすればその先例はあるか、というものであつたが、多くは後文徳の号に問題はないとして、親長のみが改める意向を示した。

三度目の議は二月十五日である。これまでのメンバーに加え久我通尚と今出川教季の申詞も出された。本記二月十五日条によれば、持通自身は称号を改めることに難色を示しており、追号と諡号に差異はないとして、『為長卿記』の解釈を援用している。③『為長卿記』延応元（三三九）年一月廿二日条がそれに相当しよう。高辻為長は鎌倉前期の儒者で、同日はちょうど後鳥羽院が没した日にあたり、その追号定に関連した記事であろうか。ちなみに『別記』にみえる勧修寺教秀の第二度申詞の中にも『為長卿記』同部分につ

いての言及がある。第三度申詞では、後花園が最も多く、後土御門、後近衛などの意見も出されたが、再び兼良に諮り、結局は後文徳でなく後花園とすることが決定した。翌十六日は院の七七忌にあたり、緊急を要したのである。

以上、後花園院の追号決定に至る経過を辿ってみて明らかなように、本書は『親長卿記』およびその『文明三年一月別記』などには具体的に挙げられていなかつた一条兼良の注進状や『為長卿記』部分の写しを備え、かつ追号定についての二条持通自身の見解も窺うことができ、既存の史料を補完するものと言えよう。

凡例

一、字体は常用漢字とし、特殊なもののみ原本に従つた。異体文字を正字に改めたものもある。

一、本文中に適宜読点を付した。

一、紙継目の箇所には「」を付し、上に紙数を(1)(2)のように表記した。

一、校訂に関する注で置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の人名等の説明注には（）を付した。

（池和田 有紀）

表紙外題「御追号之事、文明、謚号之事、」

第一紙端裏「御追号事、文明三、謚号ト差別ノ事、」

文明三、謚号ト差別ノ事、

愁之、況朝暮押徳之類哉、海内悉傷、況名利飽恩輩哉、仍

今日被定条々、

一、御作善在所事、可為聖信寺歟、一、御葬家在所事、
可為悲田院歟、

(1) 文明式年、寅庚十二月小、廿七日、辛未、晴、早旦自中

御門中納言方造送云、告仙洞様自夜半御惱以外一向無憑、

今間にも御落居歟、早々可參由被申之、驚仰天無極、相続木幡三位有状、御惱以外及御臨終、いかにも早々可參、

就大小事可被申談条々有之云々、則催乗物馳參、遼遠之間及午刻參着、則広橋大納言降逢可參由申、番衆所参、

前内府日野勝光小直衣、三条公綱權帥直衣、其外狩衣直乘体也、被申云、自

夜半御違例、医師等召遣處、半井二位——兩三人明茂祇、皆御中風由申、御炎五ヶ所沙汰之処、一向無御覺、

及卯刻既御事切、言語道断次第也、准后御祇候、内々有

(2) 行幸、其期以前還幸、無是非次第也、「抑太上法皇、後

崇光院第一宮、御年五十二、御母敷政門院、自永享至于寛正五

御在位卅六年、加御治世卅八歟四十二年也、趣過延喜古風、好

文之歡心、越於往昔、昭濯徳之聖化溢於広遠、仍奉号後文徳

院者也、爰文明第二蠍月下旬廿七日晚、俄帰泉、天下皆

大染金剛院御記等抄出之

大染金剛院御記等抄出之

一、御追号事、一、素服公卿以下御点事、

文明三年、辛卯正月大、一日、甲戌、天晴——、朝旦行水、但依触穢四方拝以下悉停止之、心念計神宮氏神等祈念、内々小直衣体也、——、

二日、乙亥、晴、旧院御追号事、諸卿申詞如此、何可然哉由重御問、愚意通以前ヨリ後文徳可宜由申之間、今又同前也、仍其分申入了、

右大將公敦卿申詞

軒法輪三条

旧院御追号事、後文徳・後花園以何号可被用哉事、凡案史記、謚法之意、以德立称者乎、然者就文道再興・聖徳著明之義理、後文徳可然歟、後花園無指由緒者、強不庶幾也、但管見之愚質当座之短慮是非難分、宜在群議矣、

御称号正月一日決定
中院大納言通秀卿
旧院御追号事、後文徳・後花園以何可被用哉事、短才之

質雖迷是非、可被用後文德候哉、以文道聖德御治世異于他之謂候、宜在時宜候哉、

按(甘露寺)
察使親長卿

舊院御追号、後文德・後花園等之間、可被用何哉事、非御一流之儀、被用後字之條若有子細歟、但就御号難得、後花園何子細候乎、猶可在時宜矣、

勸修寺前中納言教秀卿

旧院御追号文德・花園間可被用何号哉事、

文德天皇為明時之主、清和天皇為繼體之君、旁以令相應歟、於花園者、其訓雖為優美、且以次帝之佳跡可為當代之規範歟、後醍醐院難被准吉例哉、抑旧院好文之」
(3)歎心越於往昔、曜德之聖化溢於廣遠、最足奉称文德者歟、此上宜在時議矣、 教秀

旧院御追号事、諸卿申詞加一見候、群儀大略一同之上於愚意者以前如申入候、可被用後文德哉之由、可得御意候也、

正月二日
(鳥丸季光)
左少弁とのへ

判
如此申了、凡今度就御称号、自太閤被申趣、謚号加後字条無其例、又不叶理由被申云々、於愚案者、御事以後奉号間、

三日、丙子、晴陰、今日申刻旧院御葬礼也、每事省略、御喪家中陰奉行人公卿旧院執權日野大納言資綱、職事左少弁季光奉行之、

先去廿七日晚天ヒソカニ渡御聖寿寺密察々御興也、申斜御出門、

悲田院也、先之岡崎僧正清智參勤、呪願之儀有之歟、――、旧院御出之儀、八葉御車御簾役前内府、――、火葬云々、先規大略土葬也、

二月大、十五日、戊午、晴、及秉燭有勅問、彼院号事也、從一条太閤兼良被申間、可被改由有其沙汰、後花園・土御門・

近衛等間何可然哉、諸卿申詞遲々間、先内々可申由候、可得御意云々、日野大納言状也、二条持通予申云、

旧院御追号可被改哉否事、情案之、崩御已後奉称之間、追号与謚号更不可差別者歟、雖然謚号加後字之條無其例

者、可被如何哉、但被改称号例、讚岐院後号崇德、顯德院後号後鳥羽、共以為配所之儀間不快歟、今度就諸卿議奏已御治定之上、管見愚質難覃是非者哉、宜以群儀可被任時宜矣、

謚号追号更以不可有差異、其上昔為長卿記其分分明也、今度如此物忘御沙汰如何——、更以不得其意者也、

太閤申詞如此。

旧院御追号被定申候、後文德院之由承及候、諸卿議奏之

上、散班之質及一言之条雖不可然、旧謚加後字事無先規歟由、密々令申候廣橋大納言候之処、□達 叡聞及覆問候由承候、迷惑至極候、兩通不及披見、則令返獻之、已御治定之上者可有時宜候、但僻案不審条々乍次令申候、一、文德二字被用田邑帝謚号者、謚号加後字之条于今無其例之上者、可為如何哉、」

(4) 一、文德院以崇徳・順徳等例為院号者、後字又無謂歟、文徳院為旧謚被略後字被模□院之号者一姿歟、文字者不限周文可為百王之徳、仍漢朝帝者謚号多用文字故也、

一、於被用新号者、二字共可被新撰歟、被執田邑帝之条子細何事哉、

十六日、乙未、晴、今日尽七日悉參御燒香、參候者可然由有其沙汰、仍參聖寿院令御燒香云々、前右府・前内府以下濟々群參云々、一一、抑御追号事、今日法事以前可被改トテ広橋大納言走舞、諸卿申詞未惣可待處、已法会可遅々間、

先伺申入、大略群儀花園也、仍後花園分有勅答云々、則広橋馳參聖寿院御位ハイ書改之、其後准后御焼香御参、曼陀羅供始行、今度元應寺長老行之、僧衆卅人、——、」

一条殿注進

(5) 一、謚号と追号とのかはりめハ、謚をはをハリなとよみ候、

生時の行跡によりて没後の号とし候、仁徳ましく候へ

ハ、仁徳天皇と申、武徳をハしまし候へハ、桓武天皇と

申候、うつくしくあひたる事ハ候ハねとも本説このふん

にて候、これハ徳によりて申、所の名にハよらす候、追

号と申ハたふん御在所の号又山陵の号などをもちるられ

候、嵯峨・淳和・清和・陽成などハ御在所の名を御つい

かうにもちるられ候、宇多・醍醐・村上などハ御さゝき

の号にて候、光嚴・光明・崇光などハ御庵室の額にて候、

遺勅によりて被用候、これも御座所にしゆんすべく候ほ

とおほしめし、崇徳・顯徳_{後鳥羽}・順徳等三代ハ遠島の

御事にて候程に、院号を撰せられ候てをくり申され候、

近比称光院などもこの例たるべく候かにて候、しかとし

たる御在所候ハねとも、院号にもちるられ候、安徳天皇

なとは謚号のしゆんたるべく候、謚号ハその人の徳によ

りたる号にて候程に、後の字をくハへて用ゐたる事はい

十一月廿九日

法性寺(親宗)三位殿

まにその例なく候、又出家の後ハ謚号なき事にて候、是
によりて寛平法皇(宇多)よりのちハ、天子の謚号たえたる事に
て候、

延応元年二月廿二日 為長卿記

桓武天皇延暦廿五年三月崩、謚曰、日本根子皇統弥照尊、
平城・淳和如此、倩案此事、偏以天宗高紹不可為謚号、元
明之時謚可曰其国其郡朝廷之由有勅命、然者称醍醐天皇・
村上天皇者就山陵言之、白河・鳥羽者就御所言之、以元命
遺勅可准之、然者是猶可謂謚号、有何難乎、光仁之時以光
仁称謚号、以天宗高紹称謚、只崩御之後追号皆謂尊号謂謚
号不可巨難者也、」

(6)追号文徳事、猶廻愚慮候処、崇徳・安徳・順徳共以徳之字
不快候歟、花園尚可宜之由其沙汰候、被慕 聖代之旧跡事
間、於自余之儀者不可及沙汰候哉、殊後円融・後小松院近
例嘉模様候哉、早々可被計申由被仰出候間、急度馳申候、
内々以此旨可被申入候、恐々謹言、

繼高辻
長